

## フ ァ ト カ F A T C A (外国口座税務コンプライアンス法) に関するお客さまへのお願い

平成26年(2014年)7月より、米国法「外国口座税務コンプライアンス法」(以下、「F A T C A」といいます。)による確認手続が実施されています。

F A T C Aは、米国納税義務者による米国外の金融口座などを利用した租税回避を防ぐことを目的として、米国外の金融機関に対し、お客さまが米国納税義務者であるかを確認することなどを求める米国の法律です。

日本の生命保険各社においても、F A T C A実施に関する日米政府機関の取り決めにより、生命保険契約の手続きなどを行う際に、お客さまが米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国政府機関にご契約情報などの報告を行っております。

つきましては、この法律の趣旨をご理解いただいたうえで、ご協力いただきますようお願いいたします。

### F A T C Aにおけるお客さまへの確認手続について

#### ○ F A T C Aにおける確認手続

弊社では、お客さまが所定の米国納税義務者(米国市民、米国居住者、米国人所有の米国外事業体など)であるかを確認するため、生命保険契約の手続きにおいて、以下の手続きをお願いしております。

- 弊社所定の用紙により、お客さまがF A T C Aの報告対象となる米国納税義務者であるかをご自身で申告していただく場合があります。
- お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認するため、各種証明書類<sup>※1</sup>をご提示またはご提出いただく場合があります。

※1 運転免許証、旅券(パスポート)、登記簿謄本などの公的証明書 など

なお、お客さまが所定の米国納税義務者である場合は、上記に加えて、「F A T C Aに関する自己宣誓書 兼 同意確認書」などの書類をご提出いただきます。

※ 上記以外にも、追加の書類をご提示または、ご提出いただく場合があります。

F A T C Aにもとづき、弊社が取得したお客さまの個人情報、F A T C Aの目的にのみを使用します。

## ○ 報告対象となる米国納税義務者（特定米国人、米国人所有の米国外事業体）

以下に該当するお客さまが対象となります。

### ① 特定米国人

➤ 米国納税義務者から一定の要件に該当する者を除いた個人・法人をいいます。

【特定米国人に該当する例（報告対象）】

・ 米国市民                      ・ 米国居住者<sup>※2</sup>                      ・ 米国法人                      など

<sup>※2</sup> 米国居住者とは、一般的には米国での滞在日数が183日以上の方が対象となり、滞在日数の計算は下記のとおりです。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

$$\text{申告される年の1年間の滞在日数} + \frac{\text{前年の滞在日数}}{3} + \frac{\text{前々年の滞在日数}}{6} \geq 183 \text{日}$$

※ 学生ビザ・交換留学生ビザなどでの滞在日数は上記の式から除きます。

※ 申告される年の滞在日数が31日以上の場合が対象となります。

【特定米国人に該当しない例（報告対象外）】

・ 米国上場法人                      ・ 米国政府                      ・ 米国銀行                      など

### ② 米国人所有の米国外事業体

➤ 法人の場合は、特定米国人に該当する実質的支配者（25%を超える議決権を有する者）が一人以上、かつ前年度総所得のうち投資所得が50%以上の事業体をいいます。

➤ 米国外事業体のうち、一定の条件を満たす事業体は報告が免除されています。

【免除対象となる米国外事業体の例】

- ・ 上場法人およびその関連会社
- ・ 政府機関など（政府、行政機関、国際組織、中央銀行など）
- ・ 一定の非営利団体、公益法人                      など

➤ 金融機関は、事業体に該当しません。（原則、報告が免除されています。）

## ○ FATCAの確認手続が必要となる場面

主に以下の場合に確認手続が必要となります。

➤ 生命保険契約の締結、契約者の変更、満期保険金の支払いなどの手続発生時

➤ その他、米国への移住（駐在含む）など、契約者の環境が変化した場合

※ ご契約期間中に、渡米等の環境の変化などによって、「特定米国人・米国人所有の米国外事業体」に該当することになった場合は、弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。

※ 後日、お客さまが米国納税義務者に該当しなくなった場合、「FATCAに関する自己宣誓書 兼 同意確認書」に記載した内容に変更が生じた場合も弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。

## ○ 確認手続に応じていただけない、または報告に同意していただけない場合

お客さまに確認手続に応じていただけない、または米国政府機関への報告に同意していただけない場合、弊社は生命保険契約の締結を行うことができません。また、契約締結後において、確認手続に応じていただけないなどの場合には、米国政府機関の要請にもとづき、該当のご契約情報を日米当局間で交換することとされています。